

さいたま市いじめ問題再調査委員会の答申を踏まえた市長部局の対応方針について

令和7年12月22日付け「いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく再調査結果報告書」における提言のうち、市長部局が所掌する事項の対応方針は次のとおりです。

提言⑤「被害者を孤立させないために」において提言のあった「被害者の相談・支援機関としての第三者機関」として、学校や教育委員会から独立した市長の附属機関「いじめ問題救済委員会」の設置を目指す。

当該救済委員会は、弁護士などの専門家で構成し、いじめの被害者などから相談を受け、助言や支援を行い、関係者同士での解決が難しい場合には、関係者間の調整や、必要に応じて是正等の勧告を行うことで、いじめ問題に対して早期介入・早期解決を目指す。